

証券コード 1866
令和 4 年 6 月 10 日

株 主 各 位

長野市県町 5 2 4 番地

北野建設株式会社

代表取締役
会長兼社長

北 野 貴 裕

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、医療関係者をはじめ社会を支えてくださる方々に深く感謝申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記により開催いたします。なお、新型コロナウイルス感染症が未だ収束していない状況下にあるため、株主の皆さまの感染リスクを避けるべく、本年も株主総会当日のご来場を見合わせて頂き、書面による事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和 4 年 6 月 27 日（月曜日）午後 5 時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時
2. 場 所

令和 4 年 6 月 28 日（火曜日）午前 10 時

長野市県町 5 2 8 - 1

長野ホテル犀北館 2 F

※滞在時間削減のため開場時間を午前 9 時 45 分とさせていただきます。

3. 目的事項
報告事項

1. 第 77 期（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第 77 期（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）計算書類報告の件

決議事項

第 1 号議案
第 2 号議案
第 3 号議案

剰余金処分の件

定款一部変更の件

取締役 6 名選任の件

以 上

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kitano.co.jp>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

【株主さまへのお願い】

- 本年も接触機会を削減するため、ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。
- ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方はもとより、体調不良の有無に関わらず、感染リスクを避けるべく本株主総会へのご出席をお控え頂くよう、事前の議決権行使を重ねてご推奨申し上げます。
- 株主総会の議事は、昨年と同様に時間を短縮して行う予定です。株主さまからのご質問、ご発言を制限させて頂く場合がございます。
- 本年の会場におきましても、昨年と同様に座席間の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が減少致します。また、ご出席頂く場合はマスクの着用をお願い致します。
- 体調不良と思われる株主さまの入場をお断りする場合があります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第77期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金100.0円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は619,865,300円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
令和4年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (新 設) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新 設)	第3章 株主総会 (電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (削 除) (附 則) 第1条 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。 第2条 前条の規定にかかわらず、令和5年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 第3条 本附則は、令和5年3月1日又は前条の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 北野貴裕、山崎義勝、小澤善太郎、宇田好文、矢崎ふみ子の各氏が任期満了となります。つきましては、あらためて取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1 再任	北 野 貴 裕 (昭和38年10月6日生)	昭和62年 3 月 米国現地法人KITANO ARMS CORPORATION EXECUTIVE VICE PRESIDENT 平成 3 年 8 月 当社入社社長室長 平成 4 年 6 月 当社取締役社長室長 平成 5 年 4 月 当社取締役社長室長・東京本社海外建設本部長 平成 5 年 6 月 川中嶋土地開発(株) 代表取締役副社長 平成 6 年 6 月 当社常務取締役社長室・関連会社担当・東京本社海外建設本部長 平成 8 年 3 月 SAKURA HANOI PLAZA INVESTMENT CO.,LTD. MANAGING DIRECTOR (現任) 平成10年 6 月 当社専務取締役東京本社管轄営業担当・関連事 業・海外建設担当 平成12年 6 月 当社専務取締役東京本社管轄営業担当・関連事 業・海外建設・開発事業・情報管理室担当 平成14年 6 月 当社専務取締役関連事業・海外建設担当・大阪 支店長 平成15年 6 月 当社代表取締役副社長 川中嶋土地開発(株) 代表取締役社長(現任) 平成19年 7 月 当社代表取締役会長兼社長 執行役員社長(現任) 平成20年 2 月 (株)アサヒエージェンシー 代表取締役会長(現任) 平成25年 6 月 (株)長野放送 取締役相談役 (現任)	10,036株
【取締役候補者とした理由】 北野貴裕氏は、当社入社以来、営業部門や海外グループ会社での経営に携わる等、豊富な業務経験とグループ経営に関する深い知見を有しております。平成19年に当社代表取締役会長兼社長に就任後は、幅広い人脈を駆使した営業活動と強力なリーダーシップにより当社グループの経営を指揮するとともに、事業活動の3原則として「品質、安全、コンプライアンス」を徹底し、企業価値、絶対価値の向上に取り組んで参りました。以上のことから、グループ全体を監督する適切な人材と判断し、当社グループの更なる発展のため、引き続き取締役として選任するものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
2 再任	山 崎 義 勝 (昭和26年9月22日生)	昭和45年 4 月 当社入社 平成12年 4 月 当社東京本社建築部長 平成13年 2 月 当社本社建築部長 平成15年 5 月 当社本社建築本部副本部長・本社購買部長・本社積算部長 平成18年 6 月 当社本社建築本部副本部長（役員待遇） 平成19年 7 月 当社執行役員本社建築本部長 平成20年 6 月 当社取締役常務執行役員 本社建築本部長 平成22年 4 月 当社取締役常務執行役員 本社建築事業本部長・安全管理本部長 平成23年 6 月 当社取締役専務執行役員 本社建築事業本部長・安全管理本部長（現任）	1,000株
	【取締役候補者とした理由】 山崎義勝氏は、当社入社以来、建築事業部門に従事し、部門責任者を務める等、高い技術力と専門性の高い豊富な知見を有しております。また、取締役就任以降も強いリーダーシップを発揮して組織を統括するとともに、会社全般の経営に携わり、社業の発展に貢献して参りました。当社事業の更なる成長のために、同氏が取締役として適任であると判断し、引き続き選任するものであります。		
3 再任	小 澤 善 太 郎 (昭和29年4月4日生)	昭和48年 4 月 (株)八十二銀行入行 平成11年 6 月 同行平田支店長 平成13年 6 月 同行長野駅前支店長 平成15年 6 月 同行小諸支店長 平成17年 6 月 同行業務統括部部長 平成19年 6 月 同行執行役員コンサルティング営業部長 平成20年 6 月 当社取締役常務執行役員本社営業担当 平成22年 4 月 当社取締役常務執行役員 本社建築事業本部副本部長 平成23年 3 月 当社取締役常務執行役員 本社建築事業本部渉外・営業担当（現任）	500株
	【取締役候補者とした理由】 小澤善太郎氏は、前職の金融機関において長年にわたって培ってきた豊富な人脈や営業スキルを有しており、当社入社後も営業部門において有用な案件情報の入手や新規顧客の開拓等、当社の営業活動の拡大に貢献して参りました。また、取締役として会社全般の経営に携わり、その知見を遺憾なく発揮していただいていることから、当社事業の更なる成長のために、同氏が取締役として適任であると判断し、引き続き選任するものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の数 株式数
4 新任	久保 聡 (昭和35年7月19日生)	昭和60年 4 月 北野建設(株)入社 平成18年 4 月 当社 人事本部次長 平成22年 4 月 当社 管理本部人事部長 平成26年 4 月 当社 管理本部付部長 平成27年 4 月 当社 管理本部管理部長 (社員厚生・人材開発担当) 平成28年 4 月 当社 執行役員人事本部長 令和元年 7 月 当社 執行役員人事本部長兼CSR推進室長 (現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 久保聡氏は、当社入社以来、採用、人材開発、CSR推進分野での豊富な経験を有しております。現在は執行役員人事本部長兼CSR推進室長として、人事制度改革、ガバナンスの実効性向上、CSR関連の取組を推進しており、当社における豊富な業務経験と当社の企業価値向上及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、同氏が取締役として適任であると判断し、新たに選任するものであります。			
5 再任 社外	宇田 好文 (昭和16年8月17日生)	昭和41年 4 月 日本電信電話公社 (現 日本電信電話(株)(NTT)) 入社 平成12年 4 月 (株)NTTドコモ代表取締役副社長 平成14年 6 月 NTTリース(株) (現 NTTファイナンス(株)) 代表取締役社長 平成18年 6 月 ワンハンドレッド・ブロードウェイ・パートナーズLLP (有限責任事業組合) (現 (株)ブロード ウェイ・パートナーズ) 設立 平成20年 6 月 当社社外取締役 (現任) 平成22年 6 月 Oakキャピタル(株)社外取締役 平成24年 2 月 デジタルポスト(株)取締役会長 平成27年 6 月 (株)フライトホールディングス社外取締役 (現任) 令和2年 6 月 東銀リース(株)社外取締役 (現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由】 宇田好文氏は、企業経営者としての豊富な経験と知見を有していることに加え、他社の社外取締役を歴任されており、当社取締役会においても的確な提言・助言をいただいております。社外取締役として、その高い見識を当社の業務執行に対する監督機能やコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただきたいと考え、引き続き選任するものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
6 再任 社外	矢崎ふみ子 (昭和24年2月5日生)	平成2年2月 公認会計士山田淳一郎事務所 (現 税理士法人山田&パートナーズ) 入所 平成13年1月 山田&パートナーズ会計事務所 (現 税理士法人山田&パートナーズ) シニアマネージャー 平成14年4月 税理士法人山田&パートナーズ 代表社員 山田&パートナーズアカウンティング(株) 取締役(現任) 平成27年1月 税理士法人山田&パートナーズ 顧問(現任) 平成28年6月 当社社外取締役(現任) 令和4年1月 日本年金機構 非常勤監事(現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由】 矢崎ふみ子氏は、税理士として長年の経験の中で培われた税務会計関係の専門知識や知見を有しております。同氏はこれまでも社外取締役として、当社取締役会において専門的な見地からの的確な提言・助言をさせていただいており、その高い見識を引き続き当社の経営やコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただきたいと考え、社外取締役として選任するものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宇田好文氏及び矢崎ふみ子氏は社外取締役候補者です。
3. 宇田好文氏及び矢崎ふみ子氏は、現在、当社の社外取締役ですが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって宇田好文氏が14年、矢崎ふみ子氏が6年です。
4. 当社は、宇田好文氏及び矢崎ふみ子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。
5. 当社は、全ての取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担していますが、各候補者が再任または選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しています。

以 上

(提供書面)

事業報告

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響下にあるものの、外需の増加、緩和的な金融環境、政府の経済対策の効果、内外需要の回復を背景に一般的に回復基調にあります。設備投資は、対面型のサービス部門の弱さが続くものの、機械投資やデジタル関連投資、脱炭素化関連の研究開発投資などを中心に増加しています。一方で資源価格の上昇を受けたサプライチェーンの悪化や供給制約の影響も受けており、今後においても引き続き、新型コロナウイルス感染症が個人消費や企業活動に及ぼす影響、海外経済の動向、資源価格の動向、為替相場や国際商品市況や国内価格への波及動向を注視していく必要があります。

当社グループが主に事業を展開している建設業界においても、引き続き、日常の安全・品質管理に加え、作業所における「3密」を避ける作業・衛生環境の整備、工事に従事する関係者の日々の体調管理の徹底を実施して参りました。

受注環境におきましては、民間需要では物流倉庫、工場投資、リニューアル工事と回復基調にあります。一部にはアフターコロナを見据えた宿泊施設案件や生産性効率化へ向けた積極的な設備投資意欲も見受けられます。また官公庁工事では道路や防災・減災・国土強靱化関連の案件が豊富であります。しかし一方で、労務費の高騰、鋼材価格の高騰による資材価格の上昇、部材調達難の影響が広がっており、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する地政学リスクも資源やエネルギー分野で建設業に今後どのような影響を及ぼすか不確実な部分もあります。同業他社との受注競争は引き続き厳しい状況が続くと思われますが、全社をあげたリスクの先取り検証とともに、「顧客第一主義」且つ当社の優位性をもって邁進する所存です。

かかる状況下におきまして、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高601億3百万円（前期比20.1%減）、営業利益23億94百万円（前期比13.6%減）、経常利益28億64百万円（前期比3.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益17億39百万円（前期比3.6%減）となりました。

当連結会計年度における当社の受注高につきましては、建築工事の「株式会社ベルーナ吉見ロジスティクスセンター増築工事」、「池の平ホテル&リゾート新本館建設工事」、「（仮称）北陸モンベル越前大野流通センター新築工事」等の大型工事の受注もあり、総額では708億84百万円（前期比25.1%増）となりました。受注工事の工事別内訳として

は、建築工事が約89%、土木工事が約11%であり、発注者別内訳では、官公庁工事が約13%、民間工事が約87%となりました。当社の完成工事高につきましては、建築工事の「軽井沢長倉ホテルPJ」、「軽井沢プリンスホテルウエスト新設工事」、「都立竹台高等学校（30）改築工事」等の大型工事の完成により、総額では、576億96百万円（前期比20.6%減）となりました。完成工事の工事別内訳としては、建築工事が約86%、土木工事が約14%であり、発注者別内訳では、官公庁工事が約18%、民間工事が約82%となりました。

当社の兼業事業売上高につきましては、10億29百万円（前期比34.8%増）となり、最終的な当社の総売上高は587億26百万円（前期比20.0%減）となりました。

当社の事業年度における各利益につきましては、営業利益28億58百万円（前期比12.9%減）、経常利益30億82百万円（前期比12.9%減）、当期純利益18億94百万円（前期比22.4%減）となりました。

セグメント別売上高

（単位：百万円）

セグメント別	第76期 (前連結会計年度) 令和3年3月期		第77期 (当連結会計年度) 令和4年3月期		前 期 比 増 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
建 設 事 業	73,245	97.3%	58,457	97.3%	△20.2%
ゴ ル フ 場 事 業	210	0.3%	238	0.4%	13.5%
ホ テ ル 事 業	606	0.8%	653	1.1%	7.8%
広 告 代 理 店 事 業	1,262	1.7%	809	1.3%	△35.9%
消 去 又 は 全 社	△58	△0.1%	△55	△0.1%	△6.4%
合 計	75,265	100.0%	60,103	100.0%	△20.1%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の企業集団の設備投資の総額は、3億30百万円であり、その主なものは、当社の建設事業における所有物件の修繕工事費3億17百万円のほか、ゴルフ場事業における施設維持等に関する費用10百万円、ホテル事業における施設維持等に関する費用1百万円です。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中につきましては、増資等特記すべき調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第74期 平成31年3月期	第75期 令和2年3月期	第76期 令和3年3月期	第77期 (当連結会計年度) 令和4年3月期
売上高 (百万円)	77,945	61,951	75,265	60,103
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,751	2,152	1,804	1,739
1株当たり当期純利益 (円)	474.30	343.92	290.71	280.54
総資産 (百万円)	58,423	56,961	69,649	65,500
純資産 (百万円)	33,660	34,260	36,403	37,501
1株当たり純資産額 (円)	5,273.78	5,435.92	5,786.54	5,966.43

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しています。また期中平均発行済株式総数については自己株式を控除して算出しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況
該当がありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
川 中 嶋 土 地 開 発 株 式 会 社	百万円 100	% 91.69	ゴルフ場の経営
ソロモンキタノメンダナホテルリミテッド	千SI\$ 10,000	% 100.00	ソロモンキタノメンダナホテル の経営
サクラハノイプラザインベストメント カンパニーリミテッド	千US\$ 20,000	% 99.50	ホテルデュパルクハノイのホテル 事業への投資
株式会社アサヒエージェンシー	百万円 100	% 59.52	広告代理店

③ 重要な関連会社の状況
該当がありません。

(4) 対処すべき課題

当社及び当社グループは、経営方針として「コンプライアンスの重視とコーポレートガバナンスの強化」を掲げています。コンプライアンスの強化は企業に課せられた重要な命題であると認識し、全役職員に対する啓蒙を日々実践継続しています。また、企業を取り巻く各種リスクへ適切に対応するためには、コーポレートガバナンスの強化が重要であると認識しています。当社及び当社グループにおいてはコーポレートガバナンスの強化と併せ、「品質管理・安全管理・コンプライアンス遵守の徹底」を事業活動の3原則として重点管理することによって経営効率の改善に向けて積極的に取り組んで参ります。

具体的には、施工面において安全管理、品質管理、工程管理、予算管理等の各種管理を徹底することで顧客の皆様に対して「高品質・高付加価値なものづくり」の提供を目指して参ります。営業面においては受注段階における工事案件の内容を精査し収益性重視の基本方針に基づき意思決定の迅速化、権限と責任の明確化を図り、安定的な受注確保を目指して参ります。人事面においては建設系人材の採用が難しい環境にあり、2024年から過重労働時間制限が始まることから、積極的なキャリア採用を行って参ります。財務面においては引き続き財務健全性を堅持し、株主の皆様方に対する安定的な配当を実施することが当社の最重要課題であると認識し継続して参ります。

(経営理念及び経営方針等)

(経営理念)

「顧客からの信頼を第一義に考え、高品質・高付加価値なものづくりに徹し、社会の期待に応え、ともに発展する」

(経営方針)

1. 高品質・高付加価値なものづくり
2. コンプライアンスの重視とコーポレートガバナンスの強化
3. 地域密着型経営
4. 積極かつ堅実経営
5. 少数精鋭

(事業活動の3原則)

「品質管理」

ものづくり企業として顧客からの要望の実現に向け取り組むことを第一義の使命と考え、高品質・高付加価値な商品の提供と、絶え間ない技術変革に対応する技術者の育成に努めて参ります。

「安全管理」

すべての役職員ならびに工事に携わる協力企業の作業員は、労働安全衛生管理を徹底し、労働災害およびその他災害事故の発生を防止します。

「コンプライアンスの徹底」

法令や社会規範を遵守し、経営に健全なコーポレート・ガバナンスが機能し、かつ確保されるよう努めて参ります。

(各指針等)

1. 高品質・高付加価値なものづくり
 - 1) コンプライアンスの徹底
 - 2) 営業・現業部門間の情報共有による顧客ニーズの把握徹底
 - 3) 各種リスクの認識と適切な管理（情報の共有化徹底）
2. 営業指針
 - 1) 選別受注の徹底（収益性と債権保全の重視）
 - 2) 計画的な顧客訪問実施による情報収集の徹底
 - 3) 土地情報等の優良情報の収集及び分析
3. 人材・組織戦略
 - 1) 適材適所の徹底、社員配置の適正化
 - 2) 社員教育の徹底、研修制度の充実、世代間の技能・知識継承
 - 3) 業務効率化による過重労働時間の削減
4. 財務戦略
 - 1) 安定配当の継続
 - 2) 健全な財務体質の堅持

(5) 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）

セグメント区分	主要な事業内容	会社
建設事業	建築土木の設計施工及び建設に関する情報収集	北野建設株式会社
ゴルフ場事業	ゴルフ場経営	川中嶋土地開発株式会社
ホテル事業	ホテル経営	北野建設株式会社 ソロモンキタノメナホテルリミテッド サクラハノイプラザインベストメントカンパニー リミテッド
広告代理店事業	広告の代理店	株式会社アサヒエージェンシー

(6) 主要な事業所（令和4年3月31日現在）

北 野 建 設 株 式 会 社	本 社	長野県長野市県町524番地
	支 店	東京、大阪、松本
	営 業 所	上田、軽井沢、佐久、白馬、上越、富山、飯田、諏訪、安曇野、横浜、埼玉、千葉、新潟
川 中 嶋 土 地 開 発 株 式 会 社	本 社	長野県長野市
ソロモンキタノメンダナホテルリミテッド	ホ テ ル	ソロモン諸島国ホニアラ市
サクラハノイプラザインベストメント カ ン パ ニ ー リ ミ テ ッ ド	本 社	中国香港
株式会社アサヒエージェンシー	本 社	長野県長野市

(7) 従業員の状況（令和4年3月31日現在）

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
9 1 9 名	△ 2 3 名

(8) 主要な借入先の状況（令和4年3月31日現在）

運転資金を短期借入金として調達しています。

取引先	借入残高	借入先の当社への出資状況 (議決権比率)	
	百万円	千株	%
株式会社八十二銀行	2,000	294	4.76
株式会社三菱UFJ銀行	2,000	294	4.76

2. 会社の株式に関する事項（令和4年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,836,853株
 (3) 株主数 5,369名（前期末比51名増）
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
一 般 財 団 法 人 北 野 財 団	800千株	12.91%
北 野 管 財 合 同 会 社	483千株	7.80%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株)	468千株	7.55%
(株) テ ル ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	434千株	7.00%
共 栄 火 災 海 上 保 険 (株)	316千株	5.11%
(株) 八 十 二 銀 行	294千株	4.76%
(株) 三 菱 U F J 銀 行	294千株	4.76%
(株) 松 屋	136千株	2.20%
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	121千株	1.96%
浅 井 輝 彦	113千株	1.83%

- (注) 1. 当社は自己株式638,200株を所有していますが、上記大株主からは除いています。
 2. 持株比率は自己株式638,200株を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（令和4年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長 執行役員社長	北 野 貴 裕	(株)アサヒエージェンシー 代表取締役会長 川中嶋土地開発(株) 代表取締役社長
取締役 専務執行役員	山 崎 義 勝	本社建築事業本部長、安全管理本部長
取締役 常務執行役員	小 澤 善 太 郎	本社建築事業本部 渉外・営業担当
取 締 役	宇 田 好 文	(株)フライトホールディングス 社外取締役 東銀リース(株) 社外取締役
取 締 役	矢 崎 ふ み 子	山田&パートナーズアカウンティング(株) 取締役 税理士法人山田&パートナーズ 顧問 日本年金機構 非常勤監事
常任（常勤）監査役	滝 沢 登	
監 査 役	尾 和 慶 襯	税理士法人尾和税経事務所 社員
監 査 役	酒 井 信 喜	
監 査 役	西 田 孝	(株)百五銀行 社外監査役

- (注) 1. 取締役 宇田好文、矢崎ふみ子は社外取締役であり、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
2. 監査役 尾和慶綱、酒井信喜及び西田孝は社外監査役です。
3. 常任（常勤）監査役 滝沢登、監査役 尾和慶綱、酒井信喜、西田孝は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ・常任（常勤）監査役 滝沢登は、長年にわたり当社の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験を有しています。
 - ・監査役 尾和慶綱は税理士の資格を有しています。
 - ・監査役 酒井信喜及び西田孝は金融機関における長年の経験を有しています。
4. 当社は、全ての取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担していますが、各候補者が再任または選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しています。

当社は執行役員制度を導入しており、令和4年3月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。

役 職	氏 名	担 当
執 行 役 員	守 安 修 一	本社建築事業本部（積算、購買、安全）兼設計部長
執 行 役 員	久 保 聡	人事本部長兼CSR推進室長
執 行 役 員	南 澤 光 弥	本社建築事業本部副本部長（営業担当）兼CSR推進室部長
執 行 役 員	山 仲 健 司	東京建築事業本部長兼安全管理本部副本部長兼海外建設担当
執 行 役 員	北 村 真 一	東京建築事業本部営業担当
執 行 役 員	小 林 政 勝	東京建築事業本部営業担当兼関西地区担当
執 行 役 員	塚 田 美 一	経理本部長兼経営企画室部長
執 行 役 員	岩 波 智 成	松本支店長
執 行 役 員	丸 山 譲	土木事業本部長
執 行 役 員	梶 村 定 夫	管理本部長

（2）取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月25日の取締役会決議において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下の通りです。

1. 基本的な考え方

- ・取締役各人の役位、役割、責務に応じ、当社の業績・経営環境等を考慮の上、決定する。
- ・中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、企業価値の向上に資する報酬体系とする
- ・優秀な経営陣の確保に資するよう、競争力のある報酬水準とする。
- ・経営目標に対する達成度に連動した業績連動型報酬を含む報酬体系とする。

2. 取締役の固定報酬及び業績連動型報酬に関する方針

(i) 支給割合

取締役（社外取締役を除く）に対しては、固定報酬（月例報酬）と業績連動型報酬としての賞与を支給する。社外取締役に対しては、経営の監督機能を高めるため、固定報酬のみを支給する。

報酬額全体における固定報酬と業績連動型報酬の割合は、概ね下表を目安とする。

役位	固定報酬（月例報酬）	業績連動型報酬（賞与）
代表取締役	75%	25%
取締役（社外取締役を除く）	75%	25%
社外取締役	100%	—

(ii) 固定報酬（月例報酬）

固定報酬（月例報酬）の取扱いは、次の通りとする。

- ・固定報酬は、役位（執行役員を兼務する場合は、執行役員の役位も考慮する。以下同じ）ごとに、その役割、責務等を総合的に考慮して、決定する。
- ・固定報酬の合計額は、業績連動型報酬（賞与）の合計額と合わせ、株主総会決議に基づく取締役の報酬の枠内に収まることを前提とする。
- ・取締役に選任された場合は選任日が属する月の翌月から固定報酬を支給し、取締役が退任した場合は退任日が属する月まで固定報酬を支給するものとする。
- ・取締役が役位を変更した場合は、原則として役位が変更となった月の翌月から、変更後の役位に従って、支給する報酬額を改定する。

(iii) 業績連動型報酬（賞与）

業績連動型報酬（賞与）の取扱いは、次の通りとする。

- ・業績連動型報酬の合計額は、固定報酬（月例報酬）の合計額と合わせ、株主総会決議に基づく取締役の報酬の枠内に収まることを前提とする。
- ・各取締役（社外取締役を除く。以下（iii）において同じ）の業績連動型報酬は、対象となる事業年度（4月1日～3月31日）に係る営業利益及び当期純利益を業績指標として、対外的に公表した同事業年度に係る予想値に対する達成状況及び取締役の寄与度、対象となる事業年度末日時点の当該取締役の役位に応じて、0円から固定報酬の5ヵ月分の範囲で、翌事業年度の5月頃に決定し、同6月末を目処に支給する。
- ・支給対象者に重大なコンプライアンス違反等があった場合は、業績連動型報酬を不支給又は減額する場合がある。
- ・対象となる事業年度途中で退任した取締役には、業績連動型報酬は支給しない。

(iv) 個人別報酬の決定

- ・取締役の個人別報酬は、『1. 基本的な考え方』、『2. 取締役の固定報酬及び業績連動型報酬に関する方針』に基づき、代表取締役及び社内スタッフにおいて、経済情勢、当社業績、従業員給与とのバランス等を考慮した原案を作成し、社外取締役に提出する。
- ・社外取締役は、原案について本決定方針との整合性及び報酬水準として妥当性並びに報酬決定のプロセスの適正性を確認し、意見を添えて、取締役会に提出する。
- ・取締役会において、固定報酬及び業績連動型報酬の総額を決定し、固定報酬及び業績連動型報酬の各取締役の個人別の内容の決定を代表取締役に一任する。
- ・代表取締役は、取締役会の一任を受けて、固定報酬及び業績連動型報酬の各取締役の個人別の内容を決定する。

3. 取締役の非金銭報酬等（株式報酬）に関する方針

当社は、株主との一層の価値共有や中長期的な企業価値の向上を図るため、社外取締役以外の取締役が固定報酬(月例報酬)より一定額を役員持株会に拠出し、取得した自社株式は在任中及び退任後一定期間継続して保有することとしているため、非金銭報酬等は支給しない。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の 員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	192 (14)	152 (14)	39 (－)	－ (－)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	44 (14)	37 (14)	7 (－)	－ (－)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	236 (28)	189 (28)	46 (－)	－ (－)	9 (5)

(注) 1. 取締役の報酬の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

2. 取締役・監査役の報酬の額には、役員賞与引当金の繰入額46百万円が含まれています。

3. 業績連動報酬に係る経営指標は単体決算の営業利益及び当期純利益であり、その実績は営業利益2,858百万円、当期純利益1,894百万円です。当該指標を選択した理由は対外開示した業績予想値の達成状況により取締役の業績への寄与度を判断することが適切と判断したためです。当社の業績連動報酬は、対象となる事業年度の当該取締役の役位に応じて、0円から固定報酬の5ヶ月分の範囲で算定しています。

4. 取締役会は、代表取締役北野貴裕に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の業績への寄与度を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績への寄与度について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。
5. 取締役の金銭報酬額は、平成19年6月28日開催の第62回定時株主総会において年額480百万円以内と決議しています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役2名）です。
監査役の金銭報酬額は、平成19年6月28日開催の第62回定時株主総会において年額48百万円以内と決議しています。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役3名）です。
6. 平成20年6月27日開催の第63回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しています。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりです。なお、支給時期は各役員の退任時としています。
- ・取締役1名 55百万円
 - ・監査役1名 1百万円（うち社外監査役1名 1百万円）

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

氏 名	取 締 役 会 （ 5 回 開 催 ）	監 査 役 会 （ 6 回 開 催 ）
宇 田 好 文 (社外取締役)	当事業年度に開催された取締役会5回全てに出席し、必要に応じて議案の審議に必要な発言を行っています。なお、同氏は企業経営者としての豊富な経験と知見を有していることに加え、他社の社外取締役を歴任しており、取締役会において的確な提言・助言等、期待する役割を果たしています。	—
矢 崎 ふみ子 (社外取締役)	当事業年度に開催された取締役会5回全てに出席し、必要に応じて議案の審議に必要な発言を行っています。なお、同氏は税理士としての長年の経験の中で培われた税務会計関係の専門知識や知見を有しており、取締役会において専門的な見地からの的確な提言・助言等、期待する役割を果たしています。	—
尾 和 慶 櫛 (社外監査役)	取締役会5回全てに出席し、必要に応じて発言を行っています。	監査役会6回全てに出席し、監査役会における議案審議のための発言を行っています。
酒 井 信 喜 (社外監査役)	取締役会5回全てに出席し、必要に応じて発言を行っています。	監査役会6回全てに出席し、監査役会における議案審議のための発言を行っています。
西 田 孝 (社外監査役)	取締役会5回全てに出席し、必要に応じて発言を行っています。	監査役会6回全てに出席し、監査役会における議案審議のための発言を行っています。

- ② 他の法人等との兼職状況
- ・取締役宇田好文氏は(株)フライトホールディングス社外取締役及び東銀リース(株)社外取締役を兼職しています。なお、これらの各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役矢崎ふみ子氏は税理士法人山田＆パートナーズ顧問、山田＆パートナーズアカウンティング(株)取締役、日本年金機構非常勤監事を兼職しています。なお、これらの各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役尾和慶嗣氏は税理士法人尾和税経事務所社員を兼職しています。なお、当社は税理士法人尾和税経事務所との間で、税理業務の顧問契約を結んでいます。
 - ・監査役西田孝氏は(株)百五銀行社外監査役を兼職しています。なお、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

4. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 監査法人 A & Aパートナーズ
- (2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けています。
- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
- 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。
- また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などを勘案し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針を次のとおり決議しています。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及びグループ会社の役職員は法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため「北野建設グループ企業行動指針」に基づいて行動することを徹底する。また、行動指針に則り、反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的行為は行わない。
取締役及び従業員が法令違反の疑義のある発見をした場合は、内部通報制度規則に基づき速やかに対処する。なお、内部通報制度に基づく報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書取扱要綱に従い、取締役の職務の執行に係る情報を保存、管理し、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には、閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① コンプライアンス、収益、品質、災害、環境、情報セキュリティ等に係るリスクについては、リスク管理委員会を設け、当社及びグループ会社についてのリスク管理規則を定め、リスク管理体制を構築する。
 - ② 各部門の長は自部門に関するリスク管理体制を明確にし、リスク管理の状況を定期的に取り締役に報告する。
 - ③ 内部監査部門は部署ごとのリスク管理の状況を監査し、取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は執行役員制度を導入し、取締役会は業務執行権限を執行役員に委任し、経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化等経営機能に専念する。
 - ② 執行役員会は原則として毎月開催し、執行役員会規則に定める事項を決議し、その結果を取締役に報告する。
 - ③ 取締役会は定期的に開催し、取締役会規程に定める重要事項を決議する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 北野建設グループ企業行動指針、リスク管理規則をグループ会社にも適用し、当社及びグループ会社の業務の適正化を図るとともに、内部通報制度についても通報窓口をグループ会社にも開放し周知することにより、当社及びグループ会社におけるコンプライアンスの実効性を確保する。
 - ② 組織規則に基づきグループ会社管理の担当部署を置き、グループ会社の状況に応じて必要な管理を行う。
 - ③ 担当部署は、グループ会社の営業成績や重要事項について、定期的に報告を受ける。
 - ④ 担当部署は、グループ会社に重大なリスクが発生した場合は、速やかに報告を受ける体制を整える。
 - ⑤ グループ会社に対して、内部監査部門による監査を実施する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- ① 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合には、必要に応じて監査役付担当者を選任する。
 - ② 監査役付担当者が他部署の使用人を兼務する場合には、監査役から指示を受けたときには、その業務を優先して従事するものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
上記監査役付担当者の処遇及び評価については、事前に監査役と協議する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社及びグループ会社の役職員は、会社に損害を及ぼす事実及び法令、定款違反が発生したときには、速やかに監査役に報告する。
 - ② 内部通報の調査結果、リスク管理委員会、査問委員会等の活動状況を速やかに監査役に報告する。
 - ③ 重要事項の稟議書は決裁後、速やかに監査役に供覧する。
- (9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、必要に応じて法律、会計等の専門家に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。
- (11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
 - ② 監査役は、必要に応じて重要な会議に出席することができ、また意見を述べることができる。
 - ③ 監査役は職務の遂行に必要と判断したときは、いかなるときも取締役及び使用人ならびに会計監査人に対して報告を求めることができる。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めています。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員の意思統一を図り、全社一丸となって業務に邁進することを目的として「経営理念」「経営方針」を明示し、業務の根底にある考え方を示し、共有しています。

また、法令の遵守に加え、社会から倫理的に求められる行動について定めた「北野建設グループ企業行動指針」の当社及びグループ会社の役職員への周知・教育を実施し、浸透を図っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びグループ会社の主要な損失の危険について、取締役会、執行役員会及び執行役員部長会等を通じて各部門の長から定期的に報告を受けるとともに、品質、環境に係るリスクについては、マネジメントレビュー会議において、管理状況の確認を行いました。

また、情報セキュリティについては、情報セキュリティ管理規則及び情報機器取り扱い要綱を制定し、情報の管理及びセキュリティ対策を図っています。

また、当社は、大地震・台風・大雨・洪水・大雪・火山噴火による被害を軽減するための対策及び準備を行うため、事業継続計画書を整備し、当事業年度においては、安否確認サービスを利用した安否確認訓練を計15回、災害用伝言板サービスを利用した安否確認訓練を計3回実施、総合訓練は2回実施しました。対策本部会議は2回開催しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しています。当事業年度においては、取締役会を計5回開催しました。

また、当社は、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、各々の機能の活性化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しており、迅速かつ戦略的な経営を図っています。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ会社の経営管理については、当社の経理本部にてグループ会社の状況に応じて管理するとともに、リスク管理規則等に基づき、グループ会社から当社の担当部署に対して速やかに報告を受けています。
また、内部監査部門は、グループ会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しています。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
当社は、監査役の監査機能強化を図るため、他部署と兼務の使用人を監査役付担当者として選任し、当該使用人が監査役から指示を受けたときには、その業務を優先して従事しています。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役付担当者の処遇及び評価については、事前に監査役と協議し決定しています。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社及びグループ会社の役職員は、取締役会、執行役員会及び執行役員部長会等において、重要な職務の遂行状況を監査役に報告しています。
- (9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社及びグループ会社は、前号の報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保することを目的として、内部通報制度規則を整備し、当社及びグループ会社の役職員に周知・運用しています。
- (10) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定めて、当該方針を適切に運用しています。
- (11) その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、当事業年度においては、意見交換会を代表取締役と計2回、会計監査人と計5回、それぞれ実施したほか、取締役会、執行役員会及び執行役員部長会等の重要な会議に出席しています。

連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	35,695	流動負債	24,721
現金及び預金	14,906	支払手形・工事未払金等	9,891
受取手形・完成工事未収入金等	15,443	電子記録債務	4,110
有価証券	6	短期借入金	4,000
販売用不動産	3,232	未払法人税等	238
未成工事支出金	385	未成工事受入金	4,024
その他の棚卸資産	55	開発事業等受入金	6
その他	1,679	賞与引当金	323
貸倒引当金	△14	役員賞与引当金	51
固定資産	29,805	完成工事補償引当金	46
有形固定資産	20,720	その他	2,028
建物及び構築物	15,965	固定負債	3,278
機械装置及び運搬具	2,915	退職給付に係る負債	65
工具、器具及び備品	3,048	会員預託金	1,756
コース勘定	770	繰延税金負債	1,167
土地	10,073	その他	288
その他	97	負債合計	27,999
減価償却累計額	△12,151	純資産の部	
無形固定資産	188	株主資本	34,796
その他	188	資本金	9,116
投資その他の資産	8,896	資本剰余金	3,188
投資有価証券	6,140	利益剰余金	24,443
長期貸付金	64	自己株式	△1,951
退職給付に係る資産	913	その他の包括利益累計額	2,186
繰延税金資産	17	その他有価証券評価差額金	1,820
その他	1,792	繰延ヘッジ損益	39
貸倒引当金	△31	為替換算調整勘定	238
資産合計	65,500	退職給付に係る調整累計額	88
		非支配株主持分	517
		純資産合計	37,501
		負債純資産合計	65,500

連結損益計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
完 成 工 事 原 高 価	完 成 工 事 原 高 価	完 成 工 事 原 高 価	完 成 工 事 原 高 価	完 成 工 事 原 高 価	57,696	6,108
完 成 工 事 原 高 価	完 成 工 事 原 高 価	完 成 工 事 原 高 価	完 成 工 事 原 高 価	完 成 工 事 原 高 価	51,588	
兼 業 事 業 売 上 原 高 価	兼 業 事 業 売 上 原 高 価	兼 業 事 業 売 上 原 高 価	兼 業 事 業 売 上 原 高 価	兼 業 事 業 売 上 原 高 価	2,407	560
兼 業 事 業 売 上 原 高 価	兼 業 事 業 売 上 原 高 価	兼 業 事 業 売 上 原 高 価	兼 業 事 業 売 上 原 高 価	兼 業 事 業 売 上 原 高 価	1,846	
総 売 上 原 高 価	総 売 上 原 高 価	総 売 上 原 高 価	総 売 上 原 高 価	総 売 上 原 高 価	60,103	6,669
総 売 上 原 高 価	総 売 上 原 高 価	総 売 上 原 高 価	総 売 上 原 高 価	総 売 上 原 高 価	53,434	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,274	4,274
営 業 外 収 入	営 業 外 収 入	営 業 外 収 入	営 業 外 収 入	営 業 外 収 入		2,394
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	9	545
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	141	
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	312	
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	41	
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	41	
営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	56	75
支 払 金	支 払 金	支 払 金	支 払 金	支 払 金	17	
支 払 金	支 払 金	支 払 金	支 払 金	支 払 金	1	
特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	123	2,864
特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益		123
固 定 資 産 処 分 損 失	固 定 資 産 処 分 損 失	固 定 資 産 処 分 損 失	固 定 資 産 処 分 損 失	固 定 資 産 処 分 損 失	4	217
固 定 資 産 処 分 損 失	固 定 資 産 処 分 損 失	固 定 資 産 処 分 損 失	固 定 資 産 処 分 損 失	固 定 資 産 処 分 損 失	22	
投 資 有 価 証 券 売 却 損 失	投 資 有 価 証 券 売 却 損 失	投 資 有 価 証 券 売 却 損 失	投 資 有 価 証 券 売 却 損 失	投 資 有 価 証 券 売 却 損 失	0	2,770
投 資 有 価 証 券 売 却 損 失	投 資 有 価 証 券 売 却 損 失	投 資 有 価 証 券 売 却 損 失	投 資 有 価 証 券 売 却 損 失	投 資 有 価 証 券 売 却 損 失	191	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	827	1,010
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	183	
当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	1,760	20
当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益		1,739

連結株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
令和3年4月1日 残高	9,116	3,188	23,384	△1,938	33,751
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	－	－	2	－	2
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	9,116	3,188	23,386	△1,938	33,753
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△682	－	△682
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	1,739	－	1,739
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△13	△13
自 己 株 式 の 処 分	－	△0	－	0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	△0	1,057	△13	1,043
令和4年3月31日 残高	9,116	3,188	24,443	△1,951	34,796

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
令和3年4月1日 残高	1,985	16	26	124	2,153	498	36,403
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	－	－	－	－	－	－	2
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,985	16	26	124	2,153	498	36,405
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	△682
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	－	1,739
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	△13
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－	－	－	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△164	23	212	△36	33	18	52
連結会計年度中の変動額合計	△164	23	212	△36	33	18	1,095
令和4年3月31日 残高	1,820	39	238	88	2,186	517	37,501

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社

- ・連結子会社の名称

 - 川中嶋土地開発株式会社

 - ソロモンキタノメンダナホテルリミテッド

 - サクラハノイプラザインベストメントカンパニーリミテッド

 - 株式会社アサヒエージェンシー

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称

 - 株式会社キタノプロパティ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（㈱キタノプロパティ）及び関連会社（㈱戸隠、㈱須坂スクールランチサービス）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社等の事業年度に関する事項

連結子会社のうちソロモンキタノメンダナホテルリミテッド及びサクラハノイプラザインベストメントカンパニーリミテッドの決算日は、令和3年12月31日です。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、令和4年1月1日から連結決算日令和4年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法

販売用不動産

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

開発事業等支出金

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

材料貯蔵品

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法によっています。ただし、建物（附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、賃貸用不動産は定額法によっています。在外連結子会社は、所在地国の会計基準の規定に基づく方法によっています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

（少額減価償却資産）

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しています。

② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しています。

④ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しています。

⑤ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

また、国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 建設事業

建設事業は、主に施主との工事契約に基づき、建築、土木に関する建設工事の施工を行う義務を負っています。

工事契約は、当社の義務の履行により資産が生じる又は資産の価値が増加し、資産が生じる又は資産の価値が増加するにつれて顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、工事の進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しています。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。また、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しています。

建設工事の取引の対価は、履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務をすべて充足したのち概ね1年以内に受領しています。進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利として契約資産を認識しています。契約資産は、対価に対する権利が無条件となった時点で売上債権に振り替えています。契約の履行に先立ち顧客から受領する前受対価を契約負債(未成工事受入金)として認識しており、当該前受対価に係る契約について収益を認識するにつれて取り崩しています。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

② ホテル事業

ホテル事業では、宿泊約款に基づき、ホテルの宿泊利用サービスを提供する義務を負っています。当該履行義務はサービス提供が完了した一時点で充足されるものであり、完了時点において収益を認識しています。宿泊代金については、宿泊客のチェックアウト時に支払を受けています。

③ ゴルフ場事業

ゴルフ場事業では、利用約款等に基づき、会員及びその他顧客に対してゴルフ場施設の利用サービスの提供を行う義務を負っています。当該履行義務は施設の利用時に充足されます。また主な取引の対価は、プレイフィーなどのゴルフ場の利用料であり、施設

の利用終了時に受領しています。

④ 広告代理店事業

広告代理店事業については、主に各種メディアへの広告出稿及び広告制作や各種コンテンツ制作等のサービス提供を行っています。広告出稿に関しては、主にメディアに広告出稿がなされた時点で当該サービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務を充足したと判断しています。広告制作や各種コンテンツ制作等のサービス提供については、主に制作物の顧客の検収又は役務提供により当該財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務を充足したと判断しています。なお、各種役務収益の対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払いを受けています。

建設事業及び広告代理店事業に係る収益について、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から財又はサービスの取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識しています。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

海外工事における必要資金の調達について先物為替予約を利用しています。これによりキャッシュ・フローが固定され、円安方向への為替変動による工事収支の悪化を回避しています。

③ ヘッジ方針

先物為替予約の締結は、稟議決裁を受けた後にこれを行い、以後の契約の実行及び管理は経理部において行われています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象が同一通貨であることから為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価を省略しています。

5. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 工事契約に係る収益認識

工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準をそれ以外の工事については工事完成基準を適用していましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。また、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

② 代理人取引に係る収益認識

建設事業及び広告代理店事業に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から財又はサービスの取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を期首の利益剰余金に加減しています。

この結果、当連結会計年度の完成工事高が343百万円減少、兼業事業売上高が568百

万円減少し、完成工事原価が346百万円減少、兼業事業売上原価が568百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ2百万円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響は2百万円増加しています。

(2) 時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、当連結計算書類に与える影響はありません。

6. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務による収益

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高

56,409百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

建設事業における工事契約は、一定の期間にわたり充足される履行義務として進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しています。

工事の進捗度は、決算日までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって算定しており、工事原価総額について、決算日時点での入手可能な情報に基づき金額を見積もっています。ただし、工事原価総額は、将来の工事契約の追加・変更、資材や賃金などの価格変動、天候など様々な不確実な要因により変動することがあり、最終的な工事原価総額とは異なる可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

固定資産	29,805百万円
------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っています。

減損の兆候判定については、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合及び、継続してマイナスとなる見込みとなる場合や固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしています。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。その際の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定しています。

減損の兆候、認識の判定及び測定に当たっては慎重に検討していますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、追加の減損処理が必要となる可能性があります。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 「受取手形・完成工事未収入金等」のうち顧客との契約から生じた債権及び契約資産は次のとおりです。

受取手形	34百万円
売掛金	296百万円
完成工事未収入金	4,544百万円
契約資産	10,567百万円

(2) 「その他（流動負債）」のうち契約負債は次のとおりです。

前受金	15百万円
-----	-------

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅建設瑕疵担保保証金として、下記の資産を供託しています。

有価証券	6百万円
投資有価証券	61百万円

② 担保に供している資産

土地	1,160百万円
建物	366百万円

③ 担保に係る債務

短期借入金	2,000百万円
-------	----------

8. 連結損益計算書に関する注記

「兼業事業売上高」のうち顧客との契約から生じる収益

兼業事業売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「11.収益認識に関する注記(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しています。

9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 6,836,853株

- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

令和3年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しています。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	682百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	110.0円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月25日

- (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

令和4年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定です。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	619百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	100.0円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、銀行借入により資金を調達しています。デリバティブは、海外工事に係る為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の受注管理を定めた社内規程に従い、取引先ごとの信用状況を検討する体制としています。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握しています。

投資有価証券（有価証券を含む）は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、経理部において四半期ごとに時価の把握を行っています。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、経理部において市場金利動向を把握しています。

デリバティブ取引は、海外工事に係る為替変動リスクに備えるため、現地工事資金の調達につき為替予約取引を行っています。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従っています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいたため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券（※2）	4,801百万円	4,801百万円	－百万円
資産計	4,801百万円	4,801百万円	－百万円
デリバティブ取引	57百万円	57百万円	－百万円

（※1）「現金及び預金」、「受取手形・完成工事未収入金等」、「支払手形・工事未払金等」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであるから、記載を省略しています。

（※2）市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれていません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	連結貸借対照表 計上額
非上場株式	1,344百万円

なお、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差異は以下のとおりです。

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,581百万円	1,988百万円	2,592百万円
	債券	59百万円	58百万円	0百万円
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2百万円	3百万円	△0百万円
	債券	158百万円	159百万円	△1百万円
合計		4,801百万円	2,210百万円	2,591百万円

(注). 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
① 現金及び預金	14,906百万円	－百万円	－百万円	－百万円
② 受取手形・ 完成工事未収入金等	4,876百万円	－百万円	－百万円	－百万円
③ 投資有価証券のうち 満期があるもの				
・国債・地方債	6百万円	51百万円	111百万円	－百万円
・社債	－百万円	－百万円	50百万円	－百万円
合計	19,789百万円	51百万円	161百万円	－百万円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	4,584百万円	－百万円	－百万円	4,584百万円
社債	－百万円	49百万円	－百万円	49百万円
国債・地方債	67百万円	99百万円	－百万円	167百万円
デリバティブ取引				
通貨関連	－百万円	57百万円	－百万円	57百万円
資産計	4,652百万円	207百万円	－百万円	4,859百万円

(注)．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しています。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。一方で、当社が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

11. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント				合計
	建設事業	ゴルフ場事業	ホテル事業	広告代理店事業	
売上高					
一時点で移転される 財又はサービス	1,677百万円	234百万円	652百万円	761百万円	3,325百万円
一定の期間にわたり 移転される 財又はサービス	56,409百万円	－百万円	－百万円	－百万円	56,409百万円
顧客との契約から 生じる収益	58,086百万円	234百万円	652百万円	761百万円	59,734百万円
その他の収益	369百万円	－百万円	－百万円	－百万円	369百万円
外部顧客への売上高	58,455百万円	234百万円	652百万円	761百万円	60,103百万円

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「4. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,441百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,876百万円
契約資産（期首残高）	16,055百万円
契約資産（期末残高）	10,567百万円
契約負債（期首残高）	4,749百万円
契約負債（期末残高）	4,039百万円

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,662百万円です。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は919百万円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、61,150百万円です。当該履行義務は、建設事業における建設工事に関するものであり、期末日後1年以内に約89%、残り約11%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでいます。

1 2. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	5,966円43銭
1 株当たり当期純利益	280円54銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和 4 年 5 月 16 日

北 野 建 設 株 式 会 社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 村 田 征 仁
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 吉 村 仁 士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北野建設株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北野建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月20日

北野建設株式会社 監査役会

常任（常勤）監査役	滝 沢 登	㊞
監 査 役	尾 和 慶 禰	㊞
監 査 役	酒 井 信 喜	㊞
監 査 役	西 田 孝	㊞

（注）監査役尾和慶禰、監査役酒井信喜及び監査役西田孝は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	31,387	流動負債	24,301
現金及び預金	11,423	支払手形	1,398
受取手形	11	電子記録債権	4,110
電子記録債権	22	工事未払金	8,265
完成工事未収入金	15,111	開発事業等未払金	37
価証証券	6	短期借入金	4,000
販売用不動産	3,211	未払法人税等	183
未成工事支出金	385	未払消費税等	896
材料貯蔵品	19	一ス債	16
短期貸付金	100	未払費用	312
前払費用	48	未成工事受入金	62
その他の金	1,049	未成工事受入金	4,024
貸倒引当金	△3	開発事業等受入金	6
固定資産	28,562	預り金	36
有形固定資産	16,539	前受収益	3
建物	6,597	与引当金	315
構築物	50	賞与引当金	46
機械装置	331	役員賞与引当金	46
車両運搬具	11	完成工事の補償引当金	538
工具器具	5	固定負債	973
備品	897	リース負債	29
土地	8,611	繰延税金負債	756
リース資産	33	繰延の	187
無形固定資産	80	負債合計	25,275
借地の他	6	純資産の部	
その他の資産	73	株主資本	32,814
投資その他の資産	11,942	資本金	9,116
投資有価証券	6,076	資本剰余金	2,535
関係会社株	971	その他資本剰余金	2,535
出資	0	利益剰余金	23,115
長期貸付金	4,226	利益準備金	2,284
長期前払費用	71	その他利益剰余金	20,830
前払年金費用	786	固定資産圧縮積立金	199
長期差入保証金	955	繰越利益剰余金	20,631
その他の金	756	自己株式	△1,951
貸倒引当金	△1,903	評価・換算差額等	1,859
資産合計	59,949	その他有価証券評価差額金	1,819
		繰延ヘッジ損益	39
		純資産合計	34,673
		負債純資産合計	59,949

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(单位:百万円)

[illegible]

株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から)
(令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利益準備金	その他利益剰余金					利 益 剰 余 金 合 計
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
令和3年4月1日残高	9,116	2,535	2,535	2,284	199	－	19,417	21,901	△1,938	31,614
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	－	－	2	2	－	2
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,116	2,535	2,535	2,284	199	－	19,419	21,903	△1,938	31,616
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△682	△682	－	△682
当期純利益	－	－	－	－	－	－	1,894	1,894	－	1,894
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－	△13	△13
自己株式の処分	－	△0	△0	－	－	－	－	－	0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	△0	△0	－	－	－	1,211	1,211	△13	1,197
令和4年3月31日残高	9,116	2,535	2,535	2,284	199	－	20,631	23,115	△1,951	32,814

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産 合計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評価・換算差額等 合計	
令和3年4月1日残高	1,981	16	1,998	33,613
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	2
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,981	16	1,998	33,615
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△682
当期純利益	－	－	－	1,894
自己株式の取得	－	－	－	△13
自己株式の処分	－	－	－	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△162	23	△139	△139
事業年度中の変動額合計	△162	23	△139	1,058
令和4年3月31日残高	1,819	39	1,859	34,673

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券	償却原価法
② 子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
③ その他有価証券	
市場価格のない株式等	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの	
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
(2) デリバティブ	時価法
(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法	
未成工事支出金	個別法による原価法
販売用不動産	個別法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）
開発事業等支出金	個別法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）
材料貯蔵品	主として移動平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっています。ただし、建物（附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、賃貸用不動産は定額法によっています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しています。

④ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しています。

⑤ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しています。

⑥ 退職給付引当金

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務の充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

建設事業は、主に施主との工事契約に基づき、建築、土木に関する建設工事の施工を行う義務を負っています。

工事契約は、当社の義務の履行により資産が生じる又は資産の価値が増加し、資産が生じる又は資産の価値が増加するにつれて顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、工事の進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しています。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。また、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しています。

建設工事の取引の対価は、履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務をすべて充足したのち概ね1年以内に受領しています。進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利として契約資産を認識しています。契約資産は、対価に対する権利が無条件となった時点で売上債権に振り替えています。契約の履行に先立ち顧客から受領する前受対価を契約負債(未成工事受入金)として認識しており、当該前受対価に係る契約について収益を認識するにつれて取り崩しています。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

また、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から財又はサービスの取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識しています。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

海外工事における必要資金の調達について先物為替予約を利用しています。これによりキャッシュ・フローが固定され、円安方向への為替変動による工事収支の悪化を回避しています。

③ ヘッジ方針

先物為替予約の締結は、稟議決裁を受けた後にこれを行い、以後の契約の実行及び管理は経理部において行われています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象が同一通貨であることから為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価を省略しています。

(8) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る
と見込まれる金額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 工事契約に係る収益認識

工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準をそれ以外の工事については工事完成基準を適用していましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。

また、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識していま

す。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

② 代理人取引に係る収益認識

建設事業に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から財又はサービスの取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首利益剰余金に加減しています。

この結果、当事業年度の完成工事高が343百万円減少、完成工事原価が346百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ2百万円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響は2百万円増加しています。

(2) 時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、当計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務による収益

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高 56,409百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は連結注記表「6. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一です。

(2) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

固定資産 28,562百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は連結注記表「6. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一です。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

5,593百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅建設瑕疵担保保証金として、下記の資産を供託しています。

有価証券 6百万円
投資有価証券 61百万円

② 担保に供している資産

土地 1,160百万円
建物 366百万円

③ 担保に係る債務

短期借入金 2,000百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

短期金銭債権 280百万円

長期金銭債権 4,181百万円

短期金銭債務 41百万円

長期金銭債務 0百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

10百万円

売上原価

84百万円

販売費及び一般管理費

64百万円

営業取引以外の取引高

営業取引以外の収益

53百万円

利息の受取

47百万円

その他

6百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

638,200株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 の主な原因

固定資産評価損

721百万円

貸倒引当金

688百万円

関係会社株式評価損

405百万円

有価証券評価損

207百万円

販売用不動産評価損

291百万円

その他

490百万円

繰延税金資産小計

2,805百万円

評価性引当額

△2,447百万円

繰延税金資産合計

357百万円

(2) 繰延税金負債の発生 の主な原因

前払年金費用

△239百万円

固定資産圧縮積立金

△87百万円

繰延ヘッジ損益

△17百万円

その他有価証券評価差額

△769百万円

繰延税金負債合計

△1,114百万円

繰延税金資産（負債）の純額

△756百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記
関係会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金	事 業 の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子 会 社	サクラハ ノイプラ ザインベ ストメン トカンパ ニーリミ テ ッ ド	中 国 香 港	20,000 千US\$	ホ テ ル 事 業 へ の投資	所有直接 99.50	資金 援助	—	—	長期貸付金	3,711百万円
						役員の 兼任	利息の受取	46百万円	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

サクラハノイプラザインベストメントカンパニーリミテッドへの長期貸付金に係る金利について、市場金利を勘案して決定しています。また、長期貸付金に対し、1,855百万円の貸倒引当金を計上しています。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表11. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	5,593円77銭
1株当たり当期純利益	305円42銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和 4 年 5 月 16 日

北 野 建 設 株 式 会 社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	村 田 征 仁
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	吉 村 仁 士
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北野建設株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等に関する監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図



※駐車場の用意がない為、お車でのご来場はご遠慮ください。

会 場 長野市県町528-1
 長野ホテル犀北館 2F